

保護者の皆様

呉市立豊小学校長 坂本 晴 則
呉市立豊浜中学校長 小山 肇

気象警報発令時及び道路通行止めによる対応について（お知らせ）

陽春の候 保護者の皆様におかれましては、お子様の健康や自然災害について益々ご心配のことと思います。

さて、呉市の小・中学校では、気象警報発令時の対応について、基準を設けて対応しておりますので、ご承知おきくださいますようお願いいたします。

午前6時30分より前に発令及び通行止め

1 午前6時30分の時点で、1つ以上気象警報（暴風・波浪・高潮・大雨・洪水）が出ている場合、また通行止めになった場合

- (1) 小学校は、終日臨時休業とします。
- (2) 中学校は、自宅待機とします。

※ これらについては、午前6時50分頃に、「すぐメール」で配信します。

ただし、注意報の段階で橋や道路などの交通遮断が予測される場合は、注意報であっても臨時休業、自宅待機など、警報同様に扱います。この場合も「すぐメール」で配信します。

2 午前9時の時点で、警報及び通行止めが解除されていない場合

- (1) 中学校の自宅待機後の対応として、午前9時の段階で警報及び通行止めが解除されなければ、臨時休業となります。午前9時の時点で、「〇時までに登校させてください。」「このまま臨時休業にします。」などの内容で「すぐメール」で配信します。

午前6時30分～始業時刻前に発令及び通行止め

1 自宅にいる場合

- (1) 小学校は、臨時休業とします。
- (2) 中学校は、自宅待機とします。

2 登校中または、登校している場合

- (1) 小学校の児童は、学校待機とし安全を確保して下校させます(保護者の迎えを原則とします)。
- (2) 中学校の生徒は、学校待機とし午前9時の時点で気象警報が解除されない場合は、安全を確保して下校させます。

始業後に発令及び通行止め

下校時間までに警報が発令された場合は、解除されてから下校をさせますが、交通遮断が予想されるときは、こどもの安全のため早めに下校させることがあります。

また、今後警報が発令されると予想される場合も同じ対応をする場合があります。

なお、小学校は、保護者の迎えを原則とします。

その他

- 臨時休業で不足した授業時数は、以後の日程で解消していきますのでご了承ください。

※このお知らせは、よく見えるところにはっておいてください。